

# みらい1分ニュースレター

2009/10/26 第16号

毎週月曜配信

## 中国版

### テーマ

## 中国の「労働争議調解仲裁法」(1/2)

### 【滴水穿石】

労働者側の権利保護を強化する政策が昨年より施行されています。未払賃金や劣悪な労働条件等、この改正をきっかけに争議へ踏み切る件数も増加しました。

労働仲裁による判決は一定の効力をもちますが、不服の場合裁判所へ提訴することは可能です。

みらいコンサルティング(株) 国際部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic  
of China

### ←ポイント

✓ 公布部門： 中国全国人民代表大会常務委員会

✓ 施行： 2008年5月1日より

✓ 注目すべきポイント：

1. 労働仲裁にかかる費用の無料化
2. 訴訟を起こす側の証明責任の強化
3. 和解協議成立後、賠償金等の不払いについては、裁判所へ「支払命令」の申請が可能に

✓ 影響： 労働争議を未然に防ぐため、各企業は規程等の整備に留意しておく必要がある。

### ←解説

### ◆[中国で労働争議の処理手順]

中国で労働争議(※)が発生した場合、会社は、通常下記のとおり、社内協議→弁護士や組合による調停→労働仲裁委員会による仲裁(※)の順で対応することになります。当事者間での話し合いや調停を行わずに、仲裁を申請することは可能ですが、仲裁を受けずに直接裁判所へ起訴することはできません。(本件は次号でさらに解説します)。



※労働争議…賃金や労働時間や福利厚生などの労働条件をめぐり、労働者と経営陣が対立し、ストライキなどの実行行使の手段がとられること。

※労働仲裁…労働争議の解決を公的機関である仲裁委員会に委ね、その判断(仲裁裁定)に従うことによって、解決を図る方法。

### ◆[当法の主な内容]

#### 一適用範囲および費用

- \* 解雇/退職/作業時間/休暇/社会保険/福利厚生/労働保護/労働報酬/労災医療費/補償金/雇用関係/労働契約に関する問題に該当する労働争議
- \* 労働者の権利保護および経済負担の軽減のため、労働仲裁にかかる費用は無料化されました。

#### 一証明責任

原則として、仲裁を申請した当事者が自分の主張に関する事実を証明する責任があります。この目的のため、労働者が証拠となる資料のうち会社管理下のものを請求した場合、会社側は資料を提供する義務があります。

#### 一「支払命令」制度

労使双方の間で労働報酬、労災医療費、補償金、賠償金について和解協議が成立したにも関わらず、会社が約定期限内に支払を行わない場合、労働者は裁判所に「支払命令」を申請でき、裁判所は直ちに会社に対して「支払命令」を課します。

次号(11/16)でも、引き続き解説いたします。

執筆：莫 健潔(ばく けんけつ)

## みらいコンサルティンググループ

### 会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

◇[名古屋事務所] 名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

